

伊予市愛顔の子育て応援事業「愛顔っ子応援券」交付申請書

伊予市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

対象乳児	住 所	伊予市
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	申請者との続柄	(第 子)
伊予市への転入届の提出日 (転入により申請する場合のみ記載)	乳児	年 月 日
	申請者	年 月 日

記

伊予市愛顔の子育て応援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記のとおり伊予市愛顔っ子応援券の交付を申請します。

なお、申請に当たり住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

また、下記事項が発生した場合は、速やかに愛顔っ子応援券を返却することを誓約します。

○対象乳児が死亡し、又は市外に転出したとき（愛媛県内の愛顔の子育て応援事業を実施している市町を除く。）。

また、応援券の交付後、下記事項に該当する行為を行った場合、要綱第 9 条に基づき行われる返還命令に応じることを承諾します。

- ① 正当な理由なく伊予市愛顔の子育て応援事業実施要綱第 8 条の届け出を怠ったとき。
- ② 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- ③ 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- ④ 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。
- ⑤ その他応援券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。